長崎高教組新聞

発行
〒850-0013 長崎市中川2丁目2番5号
長崎高教組会館
長崎県高等学校教職員組合
☎ (095)-827-5882
FAX (095)-826-2976
編集責任者 小田 誠
購読料一部10円
組合員は組合費に含む
メールアドレス
naga-kks@fsinet.or.jp

夏季教育研究集会

「貧困」という言葉を自分のボキャブラリーとして持つこと そして「福祉のまなざし」を備えていること ―― 講演より

8月10・11日、川棚町の国民宿舎「くじゃく荘」で夏季教研集会を開催しました。参加者数は例年とほぼ同数（やや増）でした。今年からの祝日「山の日」と学校退庁日の導入で、参加者の減少を危惧していましたが、各領域の民主教育推進委員をはじめ、各支部役員・分会長の方々のご尽力で多くの組合員が参加して、大いに盛り上がった教研集会になりました。

「子どもの貧困」が第2次ブームに

2012年の「子どもの貧困率」（14年厚労省発表）は、過去最悪の16・3％となっており、中でも「ひとり親家庭」の貧困率は、54・6％にもなっています。

総務省の「産業構造基本調査」などを分析した山形大学の戸室健作准教授は、生活保護の受給対象者となる最低生活費以下の収入しかなく、かつ17歳以下の子どもがいる世帯数の20年間の推移を調べました。その結果、1992年に約70万世帯だった子育て中の貧困世帯数は、直近の2012年度調査の時点では、146万世帯に倍増していることがわかりました。

都道府県別では、貧困率が高い順に沖縄（37・5％）、大阪（21・8％）、鹿児島（20・6％）、福岡（19・9％）、北海道（19・7％）・・・長崎（16・5％）と続き、ワースト10のうち8府県が西日本に集中しています。

またOECDの「2015年度版の幸福度調査」では、日本の「子どもの貧困率」15・7％（加盟国中ワースト11位）で、27年間で5ポイントも上昇しています。6人に1人の子どもが貧困家庭に育つ状況であり、OECDは「格差が子どもの機会を奪う」と指摘しています。

6人に1人が貧困

この子どもの貧困問題を、「子どもの貧困の現状と高校教育の課題」の演題で、長崎大学教育学部准教授小西祐馬先生が講演しました。

まず日本の相対的貧困率をリアルな数値として18歳未満人口は約2千万人、その16・3％の約325万人、つまり6人に1人の子どもが「貧困」状態であることを示しました。

相対的貧困とはその社会で「当たり前」とされている生活が営めないことです。日本の2014年度の「貧困線」（これ以下だと貧困のライン）は1人世帯は122万円、2人世帯177万円、4人世帯244万円となっています。

こどもの人生全体に影響を与える貧困

小西さんは、子どもの貧困とは、子どもが経済的に社会生活的に必要なものの欠乏状態に置かれ、発達段階で様々な機会が奪われた結果、人生全体に影響を与えるほど多くの不利を負ってしまうことで、経済的困難が、不十分な衣食住、適切なケアの欠如と虐待、文化的資源の不足、低学力・低学歴、低い自己評価、不安定・不信感、孤立・排除と連鎖し、進学率、就職率の不平等、格差を拡大し、これがさらに次世代の子どもの貧困に連鎖していくと数値をあげて示しました。そして本来、社会全体で保障すべき子どもの成長・発達を、個々の親や家庭の「責任」として済ませる問題ではない、早急な抜本的な対策が必要な重大な社会問題であるとしました。

長崎のこどもの貧困の現状

長崎の子どもの貧困の1つの現状として、長崎市内の保育所の保護者アンケート調査結果を示しました。

その結果は、世帯の収入300万円未満と以上を比較すると、子どもにフルーツを食べさせられない、子どもはスナック菓子を多く食べる、家にパソコンがない、子どもに習い事をさせられない、家族泊まりがけの旅行に行ったことがない等は、300万円以上の世帯と比較すると未満の世帯に高い割合の結果が出ています。

また、子どもにどこまで進学してほしいかとのアンケートでは、「大学まで」は500万円以上の世帯は68・14％に対し、300万円未満では44・68％と、親世代の収入や学歴、就労の形態等が直接子どもの教育に影響を与えていることも分かりました。

まとめとして

1　貧困が「見えにくい」こととして、

①本人からは言ってくれない。貧困なので助けてと声を上げるのは相当ハードルが高い

②困難が複合的であり、表面的な問題の背後に貧困がある（けど見えにくい）

③担当者（ひとりの視点）だけでは見えにくく、他職種・他機関との情報交換が必要

2　貧困を「見える」ようにとして

①靴・衣服や衛生状態からの発見

②栄養状態や健康状態からの発見

③歯科疾患からの発見

④子ども自身の言動や感情表出からの発見

の必要性を指摘し、講演を締めくくりました。

今回の講演では、時間が足りず、「貧困」状態にある子どもに対する高校教育の課題にまで言及することは残念ながらできなかったものの、子どもの貧困の「深刻さ」について分かりやすく丁寧な講演は、今教室にいる高校生に対し、私たちがどのような視線（まなざし）を持つべきかが分かった講演となりました

講演会の感想（抜粋）

○生徒の顔が浮かびました。経済的困窮により子どもをかまう時間がないことも、将来的に子どもを危機に追いやる可能性があることを感じました。

○貧困の拡大には驚くことばかりです。教え子の中にはシングルマザーになっている者も多くいます。とても心配しています。

○子どもの貧困は政策の貧困の裏返しである。主権者教育の充実が必要だ。

○定時制高校は貧困家庭の子どもの在籍数が比較的多いので、大変興味深く聞くことができた。県内に専門家がいることは大変心強い。

○貧困問題は直接には関係ないという思いがありましたが、話を聞きながら「見えていなかった」と思いました。

領域別分科会

講演会終了後、1日目70分、2日目160分領域別分科会を開催しました。今年度も「平和学習のとりくみ」と新規に「主権者教育のとりくみ」について事前アンケートをとり、43分会から回答がありました。

第1分科会・第2分科会でこのアンケートも活用した討議が行われました。第3分科会では、高校での特別支援教育の現状や今後の「通級」導入について課題、不登校生徒の対応について討議しました。第4分科会では、非常勤講師職員や女性教職員または部活指導等について、問題と思われる勤務・労働条件が表出していることもあり、「教職員の権利」をもう一度確認、学ぶことをテーマに討議と意見交換を行いました。

参加者集約表

講演会参加者数		５６人	
分科会名・参加者数（２日間延べ数）・レポート数			
第１	平和・人権	１６人	４本
第２	生活指導・自治活動	８人	２本
第３	登校拒否・不登校・高校中退	２４人	６本
第４	民主的職場作り	３０人	１本

閉会集会では各分科会からの報告の後、寺田教文部長が集会のまとめを行いました。また、第1・2・3分科会から1人ずつ、次年度の「教育のつどい」へレポーターとして推薦されました。

第3分科会の報告

秋の教研への参加、支部教研の実施を

今年度の夏季教研は未組の青年教職員の参加はなかったものの、今年度新規加入の方が参加し「教研はいい、組合はいい」と感想をよせました。

11月19日の県教研は教科別の教研です。ぜひ足を運びましょう。実践やとりくみのレポート報告をどしどし持ち込み、憲法と子どもの権利条約に根ざした教育実践のあり方について意見を交流しましょう。

また、支部の教文委員の方を中心に多くの支部で教研を開きましょう。

第4分科会の報告

沖縄に行こう!!

見て　聞いて　学んで　つながろう

「ゆいま～る　長崎高教組」
「全教『未来をひらくプロジェクト』ゆいま～る」

1　日時　12月23日（金）　～　25日（日）

2　とりくみの目的と参加対象者
　地方自治と立憲主義を守るたたかいを続ける沖縄に学び、全国の仲間とつながり、高教組運動の次代を担う若手組合員の活動を活発にする。
　参加対象者は、40代までの組合員とします。

3　日程

【23日】　午前中　福岡空港or長崎空港　出発　※①
　午後　沖縄を学ぶ（那覇市内中心）
　夜　長崎高教組夕食交流会
　宿泊　ホテルサン沖縄（国際通りそば）

【24日】　午前中　フリータイム
　12時　那覇空港集合
　　リムジンバスで会場（恩納村）へ
　14時　受付　文化行事
　15時　講演とトーク
　　「沖縄から憲法を考える」
　　三上智恵さん（映画監督）
　夜　夕食交流会
　宿泊　リザンシーパークホテル谷茶ベイ

【25日】　朝食後　フィールドワークに出発
　・基地問題、沖縄戦、ファミリーのテーマで、14のコースを設定
　・出発時間および那覇空港着時間はコースによって違う
　・コースのテーマ、行程は全教パンフ参照
　夕方　那覇空港発　※②
　　福岡空港着
　　その後、長崎へ

※①②　飛行機の出発時刻は9月以降に判明

4　費用
　組合員は、原則本部負担ですが、空港までの交通費と1日目の夕食交流会費は自己負担をお願いします。
　家族等の同伴者は、全額自己負担となります。
　2泊3日でおおよそ10万円程度の予定です。

5　本部担当者
　小田（鳴滝・通信分会）、岡山（明誠分会）

2016年人事院勧告

月例給の引き上げ勧告は物価上昇（0.8%）に追いつかない0.17%
配偶者の扶養手当の半減も勧告　ボーナスは0.1月増

　人事院は8月8日、政府と国会に対して、国家公務員の給与に関する勧告を行いました。
　その主な内容は、民間給与との較差を埋めるために、月例給（毎月の賃金）は「708円、0・17%」、ボーナスは0・1月引き上げ、「給与制度の改正」として、配偶者の扶養手当を2年で半減させることなどがあげられます。0・17%の引き上げでは、2015年度の物価上昇（0・8%）にも追いつかず、実質賃金は低下してしまいます。また、中高年層は現給保障額を超えないため、実際の支給額は据え置きになります。（主な内容は別掲）
　人事院勧告は国家公務員に対するものですが、私たち県職員の給与等に直接関わる10月の県人事委員会勧告に大きな影響を与えます。その内容や問題点をしっかりつかみ、人事委員会や県教委への要求活動を強めていく必要があります。
　人事院勧告の詳しい内容及び問題点については、高教組新聞と一緒に配布している「公務労組連絡会（人事院勧告特集号）」をお読みください。

2016年人事院勧告の主な内容

1　月例給の引き上げ
　民間給与との較差（0.17%）を埋めるために俸給表を改定
　具体的には、基準となる行政職給料表で初任給を 1500 円引き上げ、若年層についても同程度に改定。中高年層についても最低 400 円を引き上げる。
※中高年層はほとんど現給保障の対象になっているので、実際の支給額は現在の現給保障額のまま据え置かれる。

2　ボーナスの引き上げ
　民間の支給割合に見合うよう 0.1 月（再任用職員は 0.05 月）引き上げ、年間 4.30 月（再任用職員は 2.25 月）とする。
　具体的には、6 月… 2.075 月（期末 1.225 月、勤勉 0.85 月）
　　再任用職員は 1.05 月（期末 0.65 月、勤勉 0.4 月）
　12 月… 2.225 月（期末 1.375 月、勤勉 0.85 月）
　　再任用職員は 1.2 月（期末 0.8 月、勤勉 0.4 月）
※今年度については上記の 12 月の勤勉手当に 0.05 月（再任用は 0.025 月）上乗せ

3　扶養手当の見直し（2017年4月から2年間で段階的に実施）
　配偶者の扶養手当額（現行 13000 円）を他の扶養親族の扶養手当額（6500 円）まで減額。それによって生じる原資で子の扶養手当を 10000 円に引き上げる。配偶者がない場合の 1 人目の扶養親族にかかる手当額の特例を廃止する。
　具体的には下表のとおり

現行（2016 年度）		2017 年度	2018 年度
配　偶　者	１３，０００円	１０，０００円	６，５００円
子	６，５００円	８，０００円	１０，０００円
配偶者・子以外	６，５００円	６，５００円	６，５００円
配偶者がいない場合の扶養親族の１人目	１１，０００円	子：１０，０００円 他：　９，０００円	特例廃止

戦争法廃止の統一署名 県内十四万を超える
…憲法共同センターが感謝声明

　高教組等が事務局を担っている「憲法改悪阻止長崎県共同センター」（憲法共同センター）は、7月末に「2千万人統一署名と参院選へのご協力に対する感謝声明」（以下、「声明」）を発表し、各団体に送付しました。

憲法共同センターは八万超の署名を集約

　「声明」は、冒頭で2千万人統一署名と参院選のとりくみに対する協力への謝意を表した上で、まず、署名のとりくみについて述べています。そこでは、戦争法の成立が強行された昨年9月19日以降、憲法共同センターとして、長崎市内で22回の街頭署名活動に加えて、数カ所での各戸訪問の地域行動等を行い、共同センター加入の各団体も精力的に活動した結果、8万筆を超える署名を集約したとしています。続いて「声明」は、共同して署名活動にとりくんだ「戦争させない一〇〇一人委員会」で集約された分を合わせれば、推計で14万を超える署名が県内で集約されたとしています。

参院選における共闘の大きな成果

　次に「声明」は、憲法共同センターと「女の平和in長崎」、「N-DOVE」、「戦争させない一〇〇一人委員会」の四者で「ながさき市民連合」を立ち上げて、①戦争法の廃止、②立憲主義の回復、③個人の尊厳を生かすの三点で、野党共闘と共同候補が実現したことにふれています。そして、参院選の結果については、「現職には長崎県知事をはじめ県内全ての自治体首長が支援し、さらに県内2千団体の推薦があるなかでのたたかい結果であり、4野党比例の得票を1.4倍に当たる28万5千票余を得たことは、全国の一人区のうち11選挙区で野党統一・共同候補が勝利したことと同様、共闘の大きな成果と評価することができます」と述べています。

引き続き、改憲の動きに反対するとりくみを

　「声明」は最後に、「2千万人統一署名行動時に直に聞かれた声は、安倍自公政権に対する危惧の念でした」「私たちは、国民・県民の声を背景に、引き続き改憲の動きに反対するとともに、安保法制の廃止と立憲主義の回復を求めてとりくみをすすめていきます」と、運動を継続していく決意を表明しています。